

議案第62号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月2日提出

上越市長 村山秀幸

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条第24号中「第26号」を「第25号」に改め、同号を同条第23号とし、同条第25号から第97号までを1号ずつ繰り上げ、同条第98号ア中「第36号」を「第35号」に改め、同号イ中「第37号」を「第36号」に改め、同号を同条第97号とし、同条第99号中「第101号」を「第100号」に、「第97号」を「第96号」に改め、同号を同条第98号とし、同条第100号ア中「第36号」を「第35号」に改め、同号イ中「第37号」を「第36号」に改め、同号を同条第99号とし、同条第101号から第103号までを1号ずつ繰り上げ、同条第104号ア中「第36号」を「第35号」に改め、同号イ中「第37号」を「第36号」に改め、同号を同条第103号とし、同条第105号ア中「第103号ア」を「第102号ア」に改め、同号イ中「第103号イ」を「第102号イ」に改め、同号を同条第104号とし、同条第106号ア中「第36号」を「第35号」に改め、同号イ中「第37号」を「第36号」に改め、同号を同条第105号とし、同条第107号から第109号までを1号ずつ繰り上げ、同条第110号中「第112号」を「第111号」に改め、同号を同条第109号とし、同条第111号を同条第110号とし、同条第112号ア中「第36号」を「第35号」に改め、同号イ中「第37号」を「第36号」に改め、同号を同条第111号とし、同条第113号ア中「第110号」を「第109号」に改め、同号イ中「第110号ア」を「第109号ア」に改め、同号ウ中「第110号イ」を「第109号イ」に改め、同号エ中「第110号ウ」を「第109号ウ」に改め、同号を同条第112号とし、同条第114号ア中「第36号」を「第35号」に改め、同号イ中「第37号」を「第36号」に改め、同号を同条第113号とし、同条第115号から第137号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第2号ア中「第2条第107号」を「第2条第106号」に改め、同号イ中「第2条第108号」を「第2条第107号」に改め、同号ウ中「第2条第109号」を「第2条第108号」に改め、同号エ中「第2条第131号」を「第2条第130号」に改

め、同号オ中「第2条第132号」を「第2条第131号」に改め、同条第2項第2号中「第2条第28号」を「第2条第27号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。